

「原発被曝労働者への健康管理手帳の発行、東海村 JCO 臨界事故 住民健康診断の長期継続」等を求める政府への申し入れ

2007年6月8日

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 柳澤伯夫様

文部科学大臣 伊吹文明様

たとえ低い被曝線量であってもガン死が引き起こされる危険があることが、増々明らかになってきています。2005年6月に公表された15ヶ国被曝労働者の調査では、1人あたりの平均被曝線量が生涯に被曝する自然放射線量の約10分の1（19.4ミリシーベルト）でも労働者にガン死の被害が生じています。これは現在放射線防護の基準となっているICRP90年勧告等でガン死の危険性が統計的に有意でないと位置づけられている線量の領域でも放射線被曝により健康被害が生じる事を示しています。

政府は、被曝労働者の犠牲の上に明らかになったこの低線量被曝の危険性を受け止め、これまでの被曝関連行政を改め、切り捨てられてきた原発被曝労働者・JCO 臨界事故被害者の健康被害に対する補償が速やかに行われる方策を確立すべきです。

原発をはじめとする放射線被曝労働は労働安全衛生法の石綿等の「有害業務」には指定されていません。日本の原発被曝労働者のこれまでの累積総被曝線量は約3000人・Svであり、最近の低線量被曝の危険性評価によれば少なくとも300人がガン・白血病死すると推定されます。がん・白血病以外の疾病を含めればもっと多くの人が被害を被っています。政府が「有害業務」に指定してこなかったことは明らかに誤りです。政府は至急にこれを「有害業務」に指定し、被曝労働者に健康管理手帳を発行するべきです。

2006年秋、原発で働き悪性リンパ腫で死亡した労働者の遺族による労災申請に対して、悪性リンパ腫は法律の「職業病のリスト」に無いとして、労基署がまともな審査を行わず不認定としました。遺族から審査請求が行われ、現在審査中です。労基署の対応は「本省へのりん伺」を求めた厚生労働省の通達に反する門前払いの行為であり、労災行政の現場でこのようなことがまかり通っていることに厚生労働省は責任を取るべきです。

原発で働き多発性骨髄腫で苦しめられている長尾光明さんが原子力損害賠償を求めて東電と争っています。この裁判に政府が被告東電の主張は否定しないとの立場で補助参加しています。これは、厚生労働省が世界の疫学調査をもとに専門家の検討を経て長尾さんの多発性骨髄腫は原発被曝労働によると認め労災認定したと全く矛盾するものです。

JCO臨界事故は2名の労働者を急性死亡させ、多数の住民を被曝させました。国と自治体による住民健康診断には毎回多数の住民が受診し、そのほとんどが今後も住民検診の継続を希望しています。政府は、低線量被曝の危険性の過小評価に基づいて事故による健康影響は検出されないとしたJCO事故健康管理検討委員会の見解についてはこれを撤回し、住民健康診断を長期に継続するべきです。

私達は政府に以下の事項を要求します。

- 一、放射線被曝労働を労働安全衛生法の有害業務に加え、被曝労働者に健康管理手帳を発行すること
- 一、例示に無い疾病の労災申請に対して、包括的救済規定により本省と労基局の共同責任で認定すること
- 一、今回のずさんな審査による門前払いに対して謝罪し、繰り返されることの無いよう行政指導すること
- 一、多発性骨髄腫、悪性リンパ腫を放射線被曝労働の労災認定疾患に含めること
- 一、原発労災の審査過程と関連資料を公開すること
- 一、長尾さんの原子力損害賠償裁判で国が行っている「被告東電側に立つ補助参加」をとりやめること
- 一、JCO臨界事故健康管理検討委員会の事故による健康影響は検出されないとする見解を撤回すること
- 一、JCO臨界事故住民健康診断を長期に継続し、健診内容を充実し、精密検査の費用を公費負担すること
- 一、JCO臨界事故後から長期通院状態になっている住民の医療費を補償すること
- 一、JCO臨界事故被災住民に健康手帳を発行すること

呼びかけ団体 反原子力茨城共同行動/原発はごめんだヒロシマ市民の会/
 双葉地方原発反対同盟/原子力資料情報室/ヒバク反対キャンペーン

賛 同 57団体 185個人 (2007年6月8日現在)
 賛同の団体名・個人名は添付の別紙に記載

代表連絡先 : ヒバク反対キャンペーン E-mail hibaku-hantai@nyc.odn.ne.jp

担当者 〒666-0115 川西市向陽台1-2-15 建部 暹 Tel & Fax 072-792-4628